

2021年11月18日
中国電力株式会社

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る今後の予定について

当社は、2018年8月10日の島根3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請（以下、「3号炉申請」という。）時において、既申請の島根2号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請（以下、「2号炉申請」という。）及び島根2号炉の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る特重審査（以下、「2号炉特重申請」という。）のうち、2号炉申請を優先して審査していただくこと、またいずれかの申請の許可後にその他の申請に対する補正申請を実施することとしていた（添付資料（1）参照）。

先般、2021年9月15日に2号炉申請についての許可を受けたところであり、発電用原子炉設置変更許可申請に係る今後の予定について以下のとおり考えている。

1. 2号炉特重申請（2016年7月4日申請）

2号炉申請の審査結果に加え、先行して審査が行われている東海第二発電所の特重の審査結果を反映した補正を実施する。補正時期は先行審査プラントの許可後を予定しており、補正後は審査の開始を希望する。

2. 3号炉申請（2018年8月10日申請）

申請後の審査会合（2018年9月4日）にて、“2013年12月25日付け2号炉申請の記載に同じ”としていることに対して適切な内容に補正すること、及び「解析コード（LANCR/AETNA）」に対する審査についてトピカルレポート制度を活用するのか検討すること、との指摘を受けている。本経緯も踏まえ、3号炉申請については、以下の順での補正を予定している。

(1) 「震源を特定せず策定する地震動」に係る改正の反映

2021年4月21日に設置許可基準規則の解釈等の一部が改正され、「震源を特定せず策定する地震動」において「標準応答スペクトル」が新たに策定されたことに伴い、2号炉申請の審査結果等の反映を含め、『地震』（添付書類六及び本文の一部）を補正する。

本対応に係る指示文書に基づく期限（2022年1月20日まで）を踏まえ、補正時期は2021年12月を予定している。

(2) 2号炉申請の審査結果の反映（『同時被災』等）

2号炉申請の審査結果等を、2,3号炉の『同時被災』及び“2013年12月25日付け2号炉申請の記載に同じ”としていた『地盤、津波、竜巻、火山』（添付書類六及び本文の一部）へ反映する。

準備が整い次第補正したいと考えており、補正後は審査の開始を希望する。なお、個

別審査の扱いとする「解析コード (LANCR/AETNA)」から審査を開始していただき、その後、各審査項目の関連を考慮し、順次審査を進めていただくことを希望する。

3. 審査対応体制について

上述の当社希望に基づくと、2号炉特重申請と3号炉申請の並行審査になることが想定される。加えて、現在、島根2号機の工事計画認可申請の審査を実施いただいているところである。

当社としては、同時に複数の審査へ対応することになるが、2号炉申請の審査対応実績に照らして、各審査に対応する組織/メンバーを審査項目に応じて専任する等の体制を整備しており、同時期において同一組織の作業等が重複しないと考えている。また、このことは、審査進捗による想定スケジュールの変動に対しても寄与し、各審査に十分対応可能と考える。

4. 添付資料

- (1) 島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について (平成30年8月10日)

以上

電安炉技第 9 号

平成 30 年 8 月 10 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 25 年 12 月 25 日に島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請 1」という。）し、また、平成 28 年 7 月 4 日に発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既申請 2」という。）を重複申請しておりますが、この度、新規基準を踏まえた 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請 1 及び既申請 2 と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、既申請 1 案件及び後申請案件と既申請 2 案件とは相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

また、既申請 1 と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、既申請 1 の新規基準への適合性等を早急に確認し、安全性を確保することが必要と考えておりますので、既申請 1 を後申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、その他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請 1（2 号炉）案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2 号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 25 年 12 月 25 日（電安炉技第 14 号）
3. 変更の理由：
改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を追加する。
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【既申請 2（2 号炉）案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（2 号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 28 年 7 月 4 日（電安炉技第 9 号）
3. 変更の理由：
改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、特定重大事故等対象施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置並びに体制の整備等を追加する。
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請（3号炉）案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（3号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成30年8月10日（電安炉技第8号）
3. 変更の理由：

改正された核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を追加する。

あわせて，記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

以上